

各学校や地域における地域学校協働活動の推進を目的に、地域と学校の連携・協働に関する情報を発信する連携協働通信「架け橋」を発行します。

「学校運営協議会 未設置校研修(オンライン)」報告

令和3年1月20日、27日に未設置校研修を実施いたしました。Zoomによるオンライン上での研修会でしたが、講師による講演とグループワークで、参加者の疑問が解決したり、学校運営協議会の設置に向けたヒントを得たりできる機会となりました。

ご参加くださった皆様、大変お忙しい中どうもありがとうございました。

講師として 竹原和泉様（文部科学省CSマイスター、NPOまちと学校のみらい代表）をお迎えして、学校運営協議会を設置する際の具体的なアドバイスをいただきました。

アドバイスの一例

- ・学校が目指す方向を、地域を含めて多くの人が共有することが大切
- ・どなたを委員として迎えるかはとても重要
- ・設置する時、委員は定員よりも少なくても良い

参加された方は、講師の話やグループワークでの情報交換で、他校の様子が分かって自校の取組みの方向性が見えたり、設置に向けて勇気ももてたりしたようでした。

コロナ禍の中で、地域との連携が予定通りに進まない時ではありますが、引き続き、設置への取組をよろしく願いいたします。

参加者振り返りアンケートより（一部抜粋）

学校運営協議会・地域協働本部の具体について学びの多いお話を聞くことができました。

大学の教授の先生方が委員を引き受けることを悪く考えていないという話も聞けて良かったです。

学校運営協議会のスタートに際し

- ・委員の選定が大切・地域コーディネーターも参加
- ・「説明」「言いつばなし」ではなく「協議」の場
- ・管理職だけでなく教職員・生徒会等が出席することも
- ・時には多くの当事者による熟議
- ・小中一貫教育・9年間を見通した複数校設置も可能
- ・司会者よりファシリテーター

合議体
最大の応援団
辛口の友人

教育教育目標・育てたい子ども像からスタート

これは、講師 竹原様の資料です。
竹原様は、東山田中学校ブロック学校運営協議会の会長でもあります。

中学校ブロックで学校運営協議会を立ち上げる話を進めているが、一番は誰を選び誰に委員長になってもらうかである。

選出の方法についてのアドバイス（“顧問”という立場を作る等）が講師の先生からあり、徐々に学校運営協議会の組織をつくっていくことが可能であると分かった。

「特別支援学校 地域連携に関する情報交換会」報告

令和3年2月16日に特別支援学校を対象とした情報交換会を実施いたしました。こちら
も Zoom によるオンライン上での開催でした。

市内13校の特別支援学校は、今年度、学校運営協議会の設置校が2校増えて、合計4校になりました。学校・地域コーディネーターは、まだどの特別支援学校にも配置されていません。

特別支援学校は、「学区」が複数の区にまたがる場合や、市内全域だけでなく他の市からも通学している子どもがいる場合もあり、「地域」というところが小中学校と異なります。そのため、学校運営協議会の設置やコーディネーターの配置についても、特別支援学校1校だけで考えるのではなく複数校を視野に入れて考える等の工夫が必要となっています。

特別支援学校における地域とは？

- ◎テーマコミュニティ
 - ・学校の教育目標を実現する
 - ・学校の特色を生かす

特別支援学校における委員とは？

- 学校の教育目標の実現のために必要な方を選ぶ
- 学校の特色やテーマに合わせた方を選ぶ

参加された皆さんは Zoom の研修にも慣れていらっしゃる様子でした。互いの話を聞くだけでなく、意見交換や質疑応答の場面もありました。

新しい可能性の発見！

情報交換会の中で、特別支援学校と近隣の小学校、中学校と合同で学校運営協議会を設置していく計画があることが分かりました。さらに、近隣の作業所や県立高校や特別支援学校との交流を、各校の特色やねらいに合わせて教育活動に取り入れていくことや、コーディネーターの配置や学校運営協議会の設置へつなげていくことなど、特別支援学校が近隣地域との連携を深めながら、子どもたちの学びを充実していくための新しいヒントを見つけることができました。

ご参加くださった先生方、どうもありがとうございました。

ご相談やご質問をお待ちしております

お困りのことやご不明点がございましたら、学校支援・地域連携課に遠慮なくご相談ください。学校を訪問しての解決策の検討、地域の会合と一緒に出席しての説明など、それぞれのケースに合わせて支援をまいります。

学校支援・地域連携課 電話 671-3278

「放課後学び場事業」の募集



教育委員会では、「放課後学び場事業」を実施しています。本事業は、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする小・中学校の児童・生徒を対象に、大学生や地域住民等の協力による学習支援活動を実施し、子どもたちの学習習慣の確立と基礎学力の向上を図ることで、子どもたちの自己肯定感や将来の夢を育むことを目的としています。

令和3年度は、各学校でより活用していただけるように、次の2点について変更します。

- ① 活動費の支援の上限は130,000円（予定）とします。（R2年度は110,000円）ただし、活動費が130,000円を超える場合は、事務局までご連絡ください。
- ② 3月、5月、9月の3回、申請可能です。それ以外の期間における申請のご希望がある場合は、事務局までご連絡ください。

※開催頻度については、定期開催や1、2回（定期試験前、長期休業期間等）の不定期開催どちらでも対象となります。



詳しくは令和3年2月25日教学第1802号の「令和3年度放課後学び場事業実施校募集について（通知）」をご確認ください。

「子どもの学び支援ボランティア事業」の募集



令和2年度より、当課では「子どもの学び支援ボランティア事業」を開始しました。「子どもの学び支援ボランティア事業」とは次の通りです。

- 小・中学校及び義務教育学校において支援が必要となる学習場面及び生活場面に対し、支援を行う子どもの学び支援ボランティアを配置し、学校運営や教育活動の質の向上を図ることを目的としている。
- 子どもの学び支援ボランティアの活用を希望する学校に対し、当該ボランティアにかかる謝金を支出する。

詳しくは令和3年3月1日教学第1832号の「令和3年度 子どもの学び支援ボランティア事業の実施について（通知）」をご確認ください。